

盛土規制法に関する説明会を開催します

R3.7 静岡県熱海市（国パンフレットより）

- 佐賀県では、盛土等に伴う災害を防止し、住民の生命及び財産の保護を図るため、**令和8年1月5日**から「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の規制区域を指定し、運用を開始します。
- 法律の概要や規制内容について、以下の日程で説明会を開催します。

規制区域に指定されると

一定規模以上の盛土等を行う場合は、事前に許可や届出が必要です。

また、過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

日時・会場

■ 佐賀会場

【日時】令和7年10月30日（木）14:30～16:30（受付13:30～）

【会場】佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）第1研修室（定員80人）

■ 杵藤会場

【日時】令和7年10月31日（金）14:30～16:30（受付13:30～）

【会場】嬉野市塩田中央公民館 大集会室（嬉野市役所塩田庁舎北側）（定員90人）

※駐車場は塩田中央公園多目的広場（嬉野市社会文化会館リバティ北側）をご利用下さい

■ 鳥栖会場

【日時】令和7年11月5日（水）14:30～16:30（受付13:30～）

【会場】サンメッセ鳥栖 ホール（定員100人）

■ 唐津会場

【日時】令和7年11月6日（木）14:30～16:30（受付13:30～）

【会場】唐津市文化体育館 第1～3会議室（定員90人）

※各会場の説明内容は同じです。

※事前の申し込みは不要です（各会場先着順）。

説明内容

盛土規制法の概要、規制内容、許可基準、手続き 等

説明会資料

説明会の資料及び説明動画を佐賀県HPに掲載予定です

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003116022/index.html>



問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 盛土担当

電話：0952-25-7180 FAX:0952-25-7317

Eメール：kensetsu-gijutsu@pref.saga.jp

©2025 Saga Prefecture.